

特地勤務手当の月額等に関する経過措置

【施行日の前日から引き続き勤務する職員】

特地官署等の改定状況		経過措置期間中の特地官署等の指定根拠	特地勤務手当の月額 (施行日から平成25年3月31日までの間における経過措置)			特地勤務手当に準ずる手当の月額 (施行日から平成25年3月31日までの間における経過措置)												
特地官署の指定解除	2級地 → 準特地 1級地 → 準特地	附則2条①、 給与法14条①	附則2条② (通年)	特地手当 経過措置 基礎額	×	施行日前日の 級地別支給割合 (2級地8%、1級地4%)	×	経過措置割合 (1年目・2年目・3年目) (100%・70%・40%)	附則2条④一 (通年)	本則による 準特地手当	+	準ずる手当 経過措置 基礎額	×	1% (注)	×	経過措置割合 (1年目・2年目・3年目) (100%・70%・40%) (注)異動の日後5年目の場合0		
	1級地 → 準特地 (冬期のみ)	附則2条①、 給与法14条①、 規則4条⑤二	附則2条② (通年)	特地手当 経過措置 基礎額	×	施行日前日の 級地別支給割合 (1級地4%)	×	経過措置割合 (1年目・2年目・3年目) (100%・70%・40%)	附則2条④二イ (冬期以外)			準ずる手当 経過措置 基礎額	×	5% (注)	×	経過措置割合 (1年目・2年目・3年目) (100%・70%・40%) (注)異動の日後、5年目4%、6年目2%		
	1級地 → 指定解除	附則2条①	附則2条② (通年)	特地手当 経過措置 基礎額	×	施行日前日の 級地別支給割合 (1級地4%)	×	経過措置割合 (1年目・2年目・3年目) (100%・70%・40%)	附則2条④二ロ (冬期)	本則による 準特地手当	+	準ずる手当 経過措置 基礎額	×	1% (注)	×	経過措置割合 (1年目・2年目・3年目) (100%・70%・40%) (注)異動の日後5年目の場合0		
冬期のみ 特手手当	(冬期以外) (冬期) 1級地 → 準特地・1級地	規則1条、 規則2条の2、 規則4条②備考	附則3条① (冬期以外)	特地手当 経過措置 基礎額	×	施行日前日の 級地別支給割合 (1級地4%)	×	経過措置割合 (1年目・2年目・3年目) (100%・70%・40%)	附則3条③ (冬期以外)	本則による 準特地手当	+	準ずる手当 経過措置 基礎額	×	1% (注)	×	経過措置割合 (1年目・2年目・3年目) (100%・70%・40%) (注)異動の日後5年目の場合0		
級別区分の 引下げ	4級地 → 3級地	規則1条	附則4条① (通年)	本則による 特手手当	+	特地手当 経過措置 基礎額	×	(施行日前日の 級地別支給割合 (4級地16%) - 施行日の 級地別支給割合 (3級地12%))	×	経過措置割合 (1年目・2年目・3年目) (100%・70%・40%)								
	3級地 → 2級地 3級地 → 1級地	規則1条	附則4条① (通年)	本則による 特手手当	+	特地手当 経過措置 基礎額	×	(施行日前日の 級地別支給割合 (3級地12%) - 施行日の 級地別支給割合 (2級地8%、1級地4%))	×	経過措置割合 (1年目・2年目・3年目) (100%・70%・40%)	附則4条② (通年)	本則による 準特地手当	+	準ずる手当 経過措置 基礎額	×	1% (注)	×	経過措置割合 (1年目・2年目・3年目) (100%・70%・40%) (注)異動の日後5年目の場合0
	2級地 → 1級地	規則1条	附則4条① (通年)	本則による 特手手当	+	特地手当 経過措置 基礎額	×	(施行日前日の 級地別支給割合 (2級地8%) - 施行日の 級地別支給割合 (1級地4%))	×	経過措置割合 (1年目・2年目・3年目) (100%・70%・40%)								
	(冬期以外) (冬期) 2級地 → 1級地・2級地	規則1条、 規則別表1の表 備考②	附則4条① (冬期以外)	本則による 特手手当	+	特地手当 経過措置 基礎額	×	(施行日前日の 級地別支給割合 (2級地8%) - 施行日の 級地別支給割合 (1級地4%))	×	経過措置割合 (1年目・2年目・3年目) (100%・70%・40%)								
準特地官署の指定解除	準特地 → 指定解除	給与法14条①									附則5条 (通年)	準ずる手当 経過措置 基礎額	×	4% (注)	×	経過措置割合 (1年目・2年目・3年目) (100%・70%・40%) (注)異動の日後6年目の場合2%		
冬期のみ 準特手手当	準特地 → 準特地 (冬期のみ)	給与法14条①、 規則4条⑤二									附則6条① (冬期以外)	準ずる手当 経過措置 基礎額	×	4% (注)	×	経過措置割合 (1年目・2年目・3年目) (100%・70%・40%) (注)異動の日後6年目の場合2%		

- ・特手勤務手当経過措置基礎額(附則2条③) :  
 ①異動等の日の(俸給+扶養手当の月額)×1/2 + ②施行日前日の(俸給+扶養手当の月額)×1/2 の合計額 (その額が ③ + ④現に受ける(俸給+扶養手当の月額)×1/2の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額)
- ・準ずる手当経過措置基礎額(附則2条⑤) :  
 ①異動等の日の(俸給+扶養手当の月額)の合計額 (その額が ②現に受ける(俸給+扶養手当の月額)の合計額を超えることとなる期間については、当該合計額)

【施行日の前日から引き続き勤務する職員以外の者】 施行日の前日から引き続き勤務する職員との権衡を考慮して別に人事院が定める額(附則3条③、附則4条①②にあっては加算する額のみ)